

**労働時間設定改善コンサルタントを
利用してみませんか？**

無料コンサルティングのご案内

労働時間・休日・年次有給休暇などの労務管理でお悩みはありませんか？

例えば

- 法定労働時間は守りたいんだけど、会社の運営にあわせた労働時間制度をアドバイスしてくれる人はいないかな？
- 変形労働時間制って、どんな手続きが必要なの？
- 時間外労働をさせる場合の注意点は？
- 年次有給休暇の取得率を上げたいんだけど、会社運営とのバランスをとる方法は？

労働時間設定改善コンサルタントがご相談に乗ります。

平成18年4月1日から「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（労働時間等設定改善法）」が施行され、労使の自主的な取組によって「労働時間等の設定」を改善することが努力義務として事業主に求められています。

今、企業や労働者を取り巻く環境が大きく変化する中であって、経済社会の活性を維持しつつ持続させていくためには、社会を支える「人財（人材）」が、意欲を持って働きその能力を十分に発揮するなど活き活きとした職業生活を送り、安心して暮らせるようにするとともに、次代を支える人材を育成する一すなわち「人生を充実させる」一ことが欠かせません。

そのためには、今までの「働き方」や「働かせ方」をもう一度見直し、労働時間制度の効果的な活用、時間外労働の削減、休日の確保、年次有給休暇の取得しやすい環境の整備など『労働時間等の設定』を見直していくことが肝要となってきます。

国では、「こういった取組みをしたいけれどもどうすれば良いかよくわからない。」「専門家の意見も聞いておきたい」といった事業主の皆様方に『労働時間設定改善コンサルタント』による無料相談・コンサルティングを御用意しています。

労働時間制度に関するお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。また、事業場の実態に合わせたコンサルティングをご希望の場合は、別添の『労働時間設定改善コンサルティング申込書』を愛媛労働局監督課の労働時間設定改善コンサルタントまで、お送りください。後日、労働時間設定改善コンサルタント（愛媛労働局長から委嘱された労働時間管理の専門家である社会保険労務士です）からご連絡し、日程調整させていただいた上で個別訪問をさせていただきます。

【お問合せ先】

愛媛労働局監督課（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階）

電話 089-935-5203 F A X 089-935-5247

平成 年 月 日

愛媛労働局労働基準部監督課
労働時間設定改善コンサルタント 行

労働時間設定改善コンサルティング申込書

事業場名	
所在地	〒
電話番号	()
FAX番号	()
御担当者 職氏名	
相談したい内容 〔可能な限りご記入下さい。〕	

コンサルティングの日程等については、おって御連絡の上、調整させていただきます。

【お問合せ先】

愛媛労働局労働基準部監督課

労働時間設定改善コンサルタント

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階

電話番号 089(935)5203

FAX番号 089(935)5247